様式第１号

北秋田市通話録音装置貸出申請書

年　　　月　　　日

北秋田市長　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用者 | 住所 |  |
| 氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ | 性別 | 男・女 |
| 生年月日 | 年　　　　月　　　　日 | 年齢 | 歳 |
| 連絡先 | 固定電話番号　　　　　　　　　　　携帯電話番号 |
| 世帯区分 | □高齢者単身世帯　□高齢者のみの世帯　 |
| □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 世帯状況 | 氏名 |  | 年齢 | 歳 | 続柄 |  |
| 氏名 |  | 年齢 | 歳 | 続柄 |  |
| 氏名 |  | 年齢 | 歳 | 続柄 |  |
| 緊　　急連 絡 先 | 氏名(機関名) | 続柄 | 電話番号 |
| 北秋田警察署 |  | ０１８６－６２－１２４５ |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

|  |
| --- |
| 同　意　書　欄 |
| 1. 申請後に市で審査のうえ、装置貸出の可否については決定通知をお送りします。

従って、**申請が機器設置を確約したものではありません。**1. 機器の設置には生活課職員及び北秋田警察署職員が訪問します。
2. 緊急連絡先の１つは北秋田警察署に設定させていただき、ご記入いただいた情報は

北秋田警察署へ提供しますが、個人情報は本業務以外での利用はいたしません。1. 装置の取り付け・貸出は無料ですが、電話回線使用料及び通話料、装置の維持管理に

要する費用（毀損または紛失した場合を含む）は全額を自己負担となります。1. 利用者は、装置を第三者に貸し出すことはできません。
2. 貸出決定後に状況の変化により貸出取消しとなった場合は、装置を市へ返却していただきます。
 |
| 以上のことに同意します。　　氏 名　　　　　　　　　　　　　　㊞ |